パートナー制度規約

第１条　（規約の適用）

（１）株式会社ディーネット（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「パートナー制度」について規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（２）「パートナー制度」を利用される方は、本規約に同意の上、利用ください。

第２条　（定義）

本規約における、次の用語の定義は下記に記す通りとします。

（１）「パートナー制度」とは、当社がサービス提供する「Palette UP」https://palette-up.jp/　を紹介し、紹介された方が契約及び代金の支払いを行い、契約成立に至った際に紹介料を支払う制度のことをいいます。

（２）「紹介」とは、「パートナー制度」を利用する方が第三者に紹介することをいいます。但し、本人による本人への紹介は除きます。

第３条　（本規約の変更）

（１）当社は、予告なく本規約を変更する場合があります。

（２）最新の規約については、当社ホームページまたは当社が指定する場所に掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第４条　（パートナー制度利用者への通知）

（１）当社からパートナー制度利用者への通知は、特段の定めのない限り、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

（２）前項の通知は、当社のホームページへの掲載により通知を行う場合、ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（３）パートナー制度利用者は、当社からの電子メール及び郵便物を確実に受け取ることができるよう備える必要があります。仮に不到達になった場合でも、当社は到達したものとみなします。

第５条（紹介について）

（１）当社は、パートナー制度利用者に対し、個別のお申込み URL を発行します。

（２）パートナー制度利用者は、当社から発行された個別 URL を案内してください。

（３）パートナー制度利用者に個別で発行した URL を経由し、申し込み及びご入金を頂き、契約が成立した場合に紹介料を支払います。但し、パートナー制度利用者自身の申し込みは対象外となります。

（４）不正な手段を用いた契約成立および、利用料金未払いによる契約に対しては、紹介料は支払いません。

（５）パートナー制度利用者に個別で発行した URL を経由し、申し込みを行った際にウイルス対策ソフトやパソコンの設定等の影響により、紹介者として認識されない場合があります。その場合、紹介者が契約及び代金支払い後 30 日以内に当社へご連絡いただいた場合のみ、パートナー制度利用者からの紹介があったものとみなします。

（６）紹介料は、月額または年額に対し当社が別途定めた（管理画面で確認できます）金額をお支払いします。紹介料お支払いは、総額が税込み 1 万円を超えた月締め、翌々月末にご指定いただいた銀行

口座に振り込みいたします。但し、銀行口座の登録がない場合は、お支払いは保留とさせていただきます。銀行口座は、日本国内に設置された銀行口座に限ります。

（７）紹介料は、紹介いただいたお客様が解約するまで継続的に発生します。

（８）パートナー制度利用者は、当社および顧客との間で良好な関係を構築し、継続維持するものとします。

第６条　（パートナー制度の利用申し込み）

（１）　パートナー制度を利用になるには、本規約に同意した上で当社所定の申込フォームに必要事項を記入し申し込みを行うか、当社サービス「PaletteUP」を利用されている方は、本規約に同意いただいた上で「ディーネットサービスパートナー画面」よりパートナー制度を利用いただけます。

（２）当社は、パートナー制度利用者が下記に該当するときはお断りする場合があります。

①申込フォームに虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。

② パートナー制度利用者が以下のいずれかに該当する場合。

- 登録希望者（登録希望者が法人の場合、担当者）が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
- 当該サービスまたは当社の提供する他のサービスについて、支払債務の履行遅延または不履行がある、または過去にあった場合。
- 過去に不正使用などにより当社の提供するサービスの利用契約を解約もしくは利用停止された事がある場合。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会勢力（以下、「暴力団等」といいます）である場合または暴力団であった場合。
- 暴力団等と取引がある、または取引があると疑われる場合。
- 架空の人物または架空の法人であると疑われる場合。
- 本規約を履行するうえで支障がある場合、または支障の生じる恐れがあると当社が判断した場合。
- その他パートナー制度利用者としてふさわしくないと当社が判断した場合。

第７条　（報告義務）

（１）パートナー制度利用者は、常に当社と連絡可能である状態にするため、当社への届出事項（社名・担当者・電話番号・メールアドレス等）に変更があった場合、速やかに所定の方法により当社に届け出るものとします。

（２）前項の届出を怠ったことにより、パートナー制度利用者に不利益が生じても当社は責任を負いません。

第８条　（資料の提供）

（１）当社は、パートナー制度利用者が顧客紹介業務を遂行するため、当該サービスに関する販売資料・当該サービスの利用約款等（以下「資料等」といいます）を、当社が必要であると認める範囲で無償にて提供します。

（２）パートナー制度利用者は、当社サービスの資料等を無断で作成していけません。

第９条　（業務支援）

当社は、パートナー制度利用者の要請により必要があると認めた場合、必要な範囲でパートナー制度利用者に対して、技術上又は販売上の助言や説明を行います。但し、訪問による説明は行いません。

第１０条 （禁止事項）

当社は、パートナー制度利用者に対し、以下の行為を禁止します。

①法令に違反する行為や公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為。
　あるいは教唆または幇助する行為。

②社会的規範に反すると当社が判断する行為。

③第三者に顧客紹介業務の一部又は全部を行わせる行為。

④当社の信用・名誉または当社との信頼関係を毀損させる行為。

⑤契約、代金回収等顧客紹介以外を行う行為。

⑥虚偽報告行為。

第１１条（パートナー制度の廃止及びパートナー制度の利用停止）

（１） 当社は、パートナー制度を廃止する場合があります。廃止する場合は、パートナー制度廃止日の 30 日前までに通知するものとします。

（２） パートナー制度利用者において、本規約に違反した場合は、パートナー制度の利用停止を行う場合があります。利用停止となった場合は、利用停止の翌月以降紹介料のお支払いは一切いたしません。

第１２条 （秘密保持）

（１）パートナー制度利用者は、本規約の履行を通じて知り得た当社の技術上、販売上の情報（顧客情報・個人情報を含む）、並びに有形無形を問わず、当社から秘密であると明示して開示された情報（以下、併せて「秘密情報」といいます）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、秘密情報の全部または一部を第三者へ開示・漏洩・譲渡または販売しないものとします。また、秘密情報の全部または一部が外部に流出することが無いよう、管理を実施しなければなりません。

（２）前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとします。

① 開示を受けた際、パートナー制度利用者が既に自ら保有し、または第三者から正当に入手していたもの。

② 開示を受けた際、既に公知であったもの。

③ 開示を受けた後、パートナー制度利用者の責に因らずして公知となったもの。

④ 開示を受けた後、第三者から正当に入手したもの。

⑤ 当社から受領した秘密情報に基づくことなく、パートナー制度利用者が独自に開発したことを立証しうるもの。

（３） パートナー制度利用者は、資料等および秘密情報を本規約の履行目的の為にのみ使用・複製するものとし、その他の目的には一切使用・複製してはいけません。

（４）パートナー制度利用者は、当社の同意なしに、資料等および秘密情報を改変してはいけません。

（５）パートナー制度利用者は秘密情報を役員または従業員であって、本規約の履行上知る必要のある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとします。

（６）パートナー制度利用者は、契約期間中のみならず、契約解除後も、秘密情報を漏洩することはできません。

第１３条　（免責）

（１）　当社は、パートナー制度利用者より紹介頂いた顧客との商談過程において、契約成立にいたらなかった場合、一切の責任を負わないものとします。

（２）当社は、パートナー制度利用者が本契約を遂行することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。

（３）当社が負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因によりパートナー制度利用者に現に発生した通常の損害に限るものとし、可能性又は予見の有無にかかわらず特別な事情による損害賠償については責任を負わないものとします。

（４）パートナー制度において、万が一損害賠償請求が生じた場合、損害賠償額は、損害が発生した時から過去１年以内に発生した、紹介料の合算額を上限とします。

第１４条　（損害賠償）

パートナー制度利用者は、本規約に定める義務の履行もしくは不履行又は、パートナー制度利用に起因して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第１５条　（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第１６条　（協議事項）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合、双方当事者は、信義誠実の原則に従い協議により解決を図るものとします。

第１７条　（裁判管轄）

本規約に基づき紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図るものとします。

附則

本規約は、２０２１年８月１日に制定し、同日施行します。